

監査公表第1号
令和3年2月15日

呉市監査委員
奥野 彰
沖本 恭治
井手畑 隆政

令和2年度定期監査及び行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による令和2年度の定期監査及び行政監査を執行しましたので、監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

報告の対象

財務部，総務部，固定資産評価審査委員会，企画部，環境部，都市部，
市民部，土木部

財 務 部 監 査 の 結 果

1 実査の対象課等

契約課，収納課，資産税課

2 監査の期間

令和2年10月12日から10月19日まで

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を挙げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき，1つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

総務部監査の結果

1 実査の対象課等

秘書広報課，人事課

2 監査の期間

令和2年10月13日から10月16日まで

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を挙げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき，1つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

固定資産評価審査委員会監査の結果

1 監査の期間

令和2年10月15日

2 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象とした。

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされているかに主眼を置いた。

4 監査の結果

事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

企画部監査の結果

1 実査の対象課等

企画課

2 監査の期間

令和2年10月20日

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされているかに主眼を置いた。

また、次の項目を重点項目として定め、各課等につき、1つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係、補助金関係等）

5 監査の結果

改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

- (1) 日帰旅行における日当の額について、誤って過少に支給していた。
については、旅費条例の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

(2) 「呉の魅力・お宝90選」の納入通知書について、納期限を記載しなければならないにもかかわらず、これを行っていないものがあった。

については、地方自治法施行令の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

環境部 監査の結果

1 実査の対象課等

環境施設課

2 監査の期間

令和2年11月5日

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされているかに主眼を置いた。

また、次の項目を重点項目として定め、各課等につき、1つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係、補助金関係等）

5 監査の結果

改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

- (1) 「安浦処理場脱水汚泥等運搬業務」について、次の事例があった。

ア 業務委託単価契約書に、業務委託単価を記載せずに契約を締結していた。

契約書の作成に当たっては、十分注意されたい。

イ 契約書に、印紙税法で定める正しい税額の収入印紙が貼付されていなかった。

については、印紙税法の規定に基づき、適正な契約事務をされたい。

(2) 「芸予環境衛生センター焼却施設焼却炉内清掃業務」に係る契約書について、印紙税法で定める正しい税額の収入印紙が貼付されていなかった。

については、印紙税法の規定に基づき、適正な契約事務をされたい。

都市部監査の結果

1 実査の対象課等

都市計画課，建築指導課，呉駅周辺事業推進室

2 監査の期間

令和2年11月6日から11月12日まで

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を挙げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき，1つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

呉駅周辺事業推進室については，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

なお，次の課について，改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

- (1) 都市計画課

市営駐車場等に係る指定管理業務において、貸与備品に関する基本協定書の記載と市の備品台帳への登録とを照合したところ、記載漏れがあり、両者が一致していなかった。

基本協定書等の契約書類の作成に当たっては、十分注意されたい。

(2) 建築指導課

ア ブロック塀等安全確保事業に係る補助金について次の事例があった。

(ア) 交付申請時の添付書類として補助対象ブロック塀等の所有者が分かるものと定めているが、当該書類が添付されていないものがあった。

については、添付書類に不備があるときは交付決定を行わないなど、適正な事務処理をされたい。

(イ) 申請者と建物所有者の名義が異なっているものがあった。

については、補助対象ブロック塀等に係る権利関係を戸籍等で確認するなど、適正な事務処理をされたい。

イ 空家等の適切な管理に関する条例の規定により緊急安全措置をとり、その費用を徴収するため管理者に請求書を交付しているが、調定を行っておらず、納入通知書も交付していなかった。

については、会計規則の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

市民部監査の結果

1 実査の対象課等

地域協働課，吉浦市民センター，警固屋市民センター，阿賀市民センター，広市民センター，仁方市民センター

2 監査の期間

令和2年11月9日から11月26日まで

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を挙げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき，1つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

吉浦市民センター，警固屋市民センター，阿賀市民センター，広市民センター及び仁方市民センターについては，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

なお、地域協働課について、改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

「呉市東部地区外国人総合相談窓口業務」に係る契約書について、印紙税法で定める正しい税額の収入印紙が貼付されていなかった。

については、印紙税法の規定に基づき、適正な契約事務をされたい。

土木部監査の結果

1 実査の対象課等

土木総務課，土木整備課

2 監査の期間

令和2年11月16日から11月19日まで

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を挙げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき，1つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

土木整備課については，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

なお，土木総務課について，改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

「河川維持業務（堺川可動堰）」に係る契約において，業務完了に伴う検査に合格

した後に委託料を請求することとなっているにもかかわらず、代表者印を押印した業務完了届及び請求書をあらかじめ提出させていた。

については、適正な契約事務をされたい。